

茨城県における中山間地域等について（令和8年4月1日現在）

茨城県における中山間地域等は下記のとおりです。

下記のいずれかを施設所在地とする事業所においては、令和8年度報酬改定による応急的な報酬単価の適用対象外となりますので、ご注意ください。

◆令和8年度報酬改定の配慮措置について

令和8年6月1日より新規指定を受ける一部の障害福祉サービス等（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）の新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価を適用するが、離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所に係る基本報酬については適用外とする。

<p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第二条第一項に規定する辺地 （55 辺地）</p>	<p>常陸太田市（大草・蜂巢、大藪・中沢、原沢・千寿、里川、徳田） 高 萩 市（中戸川、大能、上君田、下君田、若栗） 北 茨 城 市（花園） 常陸大宮市（檜山、下伊勢畑、上伊勢畑、野田、秋田、中居、諸沢西区、久隆区、照山区、諸沢東区、長沢区、家和楽区、盛金区、鷲子西部、小田野北部、東河戸上、入檜沢上、仲河戸、大岩、千田、入本郷、吉丸、油河内、小松、小舟） 鉾 田 市（紅葉、大竹、白塚、上釜・沢尻、柏熊新田、柏熊、半原、青柳、大戸、江川、中居、青山、下太田、田崎） 大 子 町（北吉沢、冥賀、滝倉） 境 町（金岡、桐ヶ作・新田戸）</p>
<p>山村振興法（昭和40年法律第64号）第七条第一項の規定により指定された振興山村 （6 市町）</p>	<p>日 立 市（旧日立市（旧中里村）） 常陸太田市（旧里美村） 高 萩 市（旧高岡村） 常陸大宮市（旧御前山村（旧伊勢畑村）、旧美和村） 大 子 町（旧生瀬村、旧依上村、旧佐原村、旧黒沢村） 城 里 町（旧七会村）</p>
<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第二条第一項に規定する特定農山村地域 （9 市町）</p>	<p>日 立 市（旧十王町） 常陸太田市（旧常陸太田市（旧誉田村、旧河内村）、旧金砂郷町（旧金砂村）、旧水府村、旧里美村） 高 萩 市 北 茨 城 市（旧華川村、旧関本村） 常陸大宮市（旧御前山村（旧伊勢畑村）、旧大宮町（旧大場村）、旧山方町（旧世喜村、旧下小川村）、旧美和村） 大 子 町 城 里 町（旧七会村） 古 河 市（旧総和町（旧岡郷村）、旧三和町） 坂 東 市（旧猿島町（旧生子菅村、旧沓掛村））</p>
<p>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第二条第一項に規定する過疎地域 （11 市町）</p>	<p>常陸太田市（旧水府村、旧里美村） 潮 来 市（旧牛堀町） 常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村） 稲 敷 市（旧桜川村、旧江戸崎町、旧新利根町、旧東町） かすみがうら市（旧霞ヶ浦町） 桜 川 市（旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村） 行 方 市（旧麻生町、旧北浦町、旧玉造町） 城 里 町（旧桂村、旧七会村） 大 子 町 河 内 町 利 根 町</p>